食安輸発第0514002号 平成20年 5 月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

タイ産養殖えびの取扱いについて

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号(最終改正: 平成20年5月9日付け食安輸発第0509006号)に基づき検査命令を実施している ところです。

今般、タイ政府において、養殖えびの残留動物用医薬品管理プログラムの見直しが行われたことから、これまでの輸入時の検査実績及び現地調査の結果を踏まえ、本日以降、オキソリニック酸検査命令の免除対象の取扱いを変更し、別途事務連絡にて示すタイ政府が対日輸出認定加工施設に対して発行する証明書が添付された養殖えび及びその加工品(簡易な加工に限る。)については、通常の監視体制とすることとしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。